

石巻市みどりの基本計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、石巻市が実施する「石巻市みどりの基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）の業務受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

この要領は、石巻市みどりの基本計画を策定するに当たり、業務受託候補者を募集・選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 石巻市みどりの基本計画策定業務
- (2) 業務内容 「石巻市みどりの基本計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務に要する費用（見積限度額）

見積限度額は、20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
なお、各会計年度の上限額は次のとおりとする。

- ・令和6年度 9,000,000円
- ・令和7年度 11,000,000円

4 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（コンサル）に宮城県内の本店、支店、営業所等で登録され、「都市計画及び地方計画」を登録業種としている者。
- (2) 平成31年4月1日以降に、人口10万人以上の市町村における緑の基本計画の策定に係る業務及び立地適正化計画の策定に係る業務の受注実績を有していること。
なお、受注実績とは、策定に係る本体業務を元請として受注した実績であり、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部に係るものは実績として認めないものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされたものでないこと。ただし、同法に基づく、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (7) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (8) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

6 質問及び回答

プロポーザルに関する質問及び回答方法については、次のとおりとする。

(1) 提出方法

石巻市みどりの基本計画策定業務プロポーザル質問書（様式第1号）により、電子メールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。

(2) メール の 件 名

「石巻市みどりの基本計画策定業務プロポーザル質問」とすること。

(3) メールアドレス

iscplan@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 受付期限

令和6年6月10日（月）午後5時必着

(5) 質問への回答

令和6年6月14日（金）までに石巻市ホームページへ掲載する。なお、質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 参加申込書等について

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要関係書類

設立年月日、代表者名、所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認でき、かつ、最新の内容が分かるもの。パンフレットの使用も可とする。

ウ 業務実績調書（様式第3号）

平成31年4月1日以降に受託した同種業務の受注実績とし、契約書等の写し（契約事実、内容を証明できる部分のみ）及び業務完了届等の写しを添付すること。

同種業務	人口 10 万人以上の市町村における緑の基本計画の策定に係る業務
	人口 10 万人以上の市町村における立地適正化計画の策定に係る業務

※人口については、業務契約時点の人口とする。

エ 実施体制表（様式第 4 号）

- (2) 提出部数 正本 1 部、副本 1 2 部（副本は(1)のうちのみ、複写可）
副本については、申込者を特定できる商号又は名称等を記載しないこと。
- (3) 提出期限 令和 6 年 6 月 2 0 日（木）午後 5 時必着
（注 1）石巻市の休日を定める条例（平成 1 7 年石巻市条例第 2 号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
（注 2）封筒に「参加申込書等在中」と記載し、期限までに到着するよう提出すること。
- (4) 提出方法 郵送（配達証明付書留郵便）
- (5) 提出先 〒 9 8 6 - 8 5 0 1 宮城県石巻市穀町 1 4 番 1 号
石巻市建設部都市計画課 公園整備係

8 参加資格の確認

- (1) 参加者の決定
参加申込書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。
- (2) 参加資格の有無の通知
参加資格の有無について、令和 6 年 6 月 2 5 日（火）午後 5 時までに参加申込書に記載されたメールアドレスあてに、電子メールで参加資格審査結果通知書（様式第 5 号）を送付する。
- (3) 不適合理由の説明要求
参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、令和 6 年 6 月 2 8 日（金）午後 5 時まで、電子メール（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求められることができる。その回答は電子メールにより送付する。
- (4) その他
結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

9 企画提案書等について

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（任意様式）
提案は 1 者 1 件とする。
 - イ 見積書及び見積内訳書（任意様式）
消費税及び地方消費税を含む額とし、見積限度額を超えない金額とすること。
また、年度ごとの内訳がわかるように記載すること。
 - ウ プレゼンテーション出席者報告書（様式第 6 号）
 - エ 上記アからウの PDF 形式データを記録した CD 1 枚

(2) 企画提案書 作成要領

ア A4縦長を横書きとし、片面印刷で左2か所を綴じること。ただし、図表等については、必要に応じA3サイズで折り込み可とする。

イ 目次及びページ番号を付し、インデックス等を活用し、見やすく製本すること。

ウ 表紙には、タイトル（石巻市みどりの基本計画策定業務企画提案書）、提出年月日、商号又は名称を記載すること。

(3) 提出部数 正本1部、副本12部

副本については、提案者が特定できる商号又は名称等を記載しないこと。

(4) 提出期限 令和6年7月5日（金）午後5時必着

（注1）休日条例に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

（注2）封筒に「企画提案書等在中」と記載し、期限までに到着するよう提出する。

(5) 提出方法 郵送（配達証明付書留郵便）

(6) 提出先 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市建設部都市計画課 公園整備係

10 一次審査（書類）

(1) 審査の実施

企画提案者が5者を超える場合、石巻市みどりの基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査による一次審査を実施する。

なお、一次審査の実施の有無については、提案者に別途通知する。

(2) 審査内容

審査の内容については、別紙「石巻市みどりの基本計画策定業務プロポーザル評価基準表」における評価項目の「1 実績・実施体制」について、提出された業務実績調書及び実施体制表により審査を行い、評価点の上位5者を二次審査の対象とする。

なお、上位5者目にあたる者が同点で2者以上となった場合には、評価項目「(1) 実績」において得点が高い者を二次審査の対象とする。「(1) 実績」で差がなかった場合には、「(2) 実施体制」における「管理技術者の平成31年4月1日以降の同種業務の実績」の得点が高い者を二次審査の対象とする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和6年7月中旬に一次審査結果通知書（様式7）を電子メールにより送付する。

(4) 非選定理由の説明要求

二次審査の対象者として選定されなかった提案者は、一次審査結果通知書に記載する日時までに電子メール（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その回答は電子メールにより送付する。

11 二次審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 日時 令和6年7月下旬 時間未定

(2) 場所 石巻市役所（時間及び場所等については、提案者に別途通知する。）

(3) 参加人数及び参加者

原則として、実施体制表に記載されている管理技術者及び照査技術者となる予定の者が説明及び質疑応答することとし、パソコン等機器操作者を含めて3名以内とする。

(4) プレゼンテーション時間 30分程度

提案者からの説明時間 20分以内

選定委員からの質問時間 10分程度

(5) 提案内容の説明

提出した企画提案書に基づき説明を行うこととし、当日の資料追加は認めない。

(6) 使用機器

パソコン等を使用する場合、必要な機器は提案者が準備すること。

プロジェクター及びスクリーンは石巻市が準備する。

12 二次審査（プレゼンテーション）の方法

選定委員会において、別に定める評価基準に基づき審査し、選定委員ごとに提案評価点と価格評価点を合計した総合評価点により参加者の順位付けを行い、その順位による得点の合計値（以下「順位点」という。）が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、順位点が同点で2者以上となった場合には、順位を1位とした委員数が多い提案者を選定する。それでもなお2者以上の場合は、提案見積価格が最も低い者を受託候補者として選定し、それでもなお2者以上の場合は、後日くじにより受託候補者を選定する。

また、提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーションを実施するが、「石巻市みどりの基本計画策定業務プロポーザル評価基準」の「2 評価の方法及び受託候補者の決定方法 (2) 選定しない場合の基準」に該当した場合は選定しないものとする。

(1) 結果通知

審査結果については、結果の如何にかかわらず、プロポーザル選定結果通知書（様式第7号）により全ての提案者に通知するとともに、受託候補者として選定された事業者を石巻市のホームページに掲載する。

ア 通知の発送日 令和6年7月下旬

イ ホームページへの公表日（予定） 令和6年8月上旬

(2) 非選定理由の説明要求

候補者として決定されなかった提案者は、プロポーザル選定結果通知書（様式第7号）に記載する日時までに電子メール（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求めることができる。その回答は電子メールにより送付する。

(3) 審査対象となる項目

「石巻市みどりの基本計画策定業務プロポーザル評価基準」のとおり

(4) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。また、新型コロナウイルス等感染症の流行による影響等により、プレゼンテーション

の方法を変更する場合がある。

1 3 失格要件

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があった場合
- (3) 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 提案書等に記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (5) 当該プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 見積書の金額が、委託料の上限を超過しているもの
- (7) 契約が締結できない、又は締結の意思が認められないもの
- (8) 選定委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (9) プレゼンテーションを実施しなかった場合。ただし、事故等のやむを得ない理由があったと選定委員会が認めた場合は除く。

1 4 委託契約締結

- (1) 受託候補者に決定した者と、契約金額等契約条件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、次点者を受託候補者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、受託候補者との協議により定めるものとする。
- (4) 受託候補者は、円滑に業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

1 5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

内容	日程
公募開始（石巻市ホームページ掲載）	令和6年6月 3日（月）
質問書受付期限	令和6年6月10日（月）
質問回答期限	令和6年6月14日（金）
参加申込書等提出期限	令和6年6月20日（木）
参加資格審査結果通知	令和6年6月25日（火）
参加資格不適合理由の説明要求受付期限	令和6年6月28日（金）
参加資格不適合理由の回答	令和6年7月 3日（水）
企画提案書等提出期限	令和6年7月 5日（金）

一次審査（書類）	令和6年7月中旬
一次審査結果通知	令和6年7月中旬
一次審査非選定理由の説明要求受付期限	令和6年7月中旬
一次審査非選定理由の回答	令和6年7月中旬
二次審査（提案プレゼンテーション）	令和6年7月下旬
二次審査選定候補者決定、選定結果通知	令和6年7月下旬
二次審査非選定理由の説明要求受付期限	令和6年7月下旬
二次審査非選定理由の回答	令和6年7月下旬
契約締結	令和6年7月下旬
公表	令和6年8月上旬

16 留意事項

- (1) 石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第17号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (2) 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に際し必要な経費は提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出期限後の書類の差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、石巻市が本案件のプロポーザル方法の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (5) 企画提案書等提出された書類は一切返却しないものとする。
- (6) プロポーザルの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第9号）により速やかに届け出ること。
- (7) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。

17 問合せ先及び各書類の提出先

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市建設部都市計画課公園整備係

電話 0225-95-1111（内線5614）

F A X 0 2 2 5 - 2 3 - 4 3 4 5

E-Mail iscplan@city.ishinomaki.lg.jp